

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程

平成21年4月1日
規程第33号

改正	平成21年5月規程第138号
	平成21年11月規程第144号
	平成22年11月規程第24号
	平成24年3月規程第7号
	平成24年11月規程第24号
	平成25年3月規程第36号
	平成26年12月規程第20号
	平成27年3月規程第8号
	平成28年3月規程第8号
	平成29年3月規程第5号
	平成29年12月規程第17号
	平成30年3月規程第2号
	平成30年12月規程第18号
令和	元年12月規程第35号
令和	2年11月規程第27号
令和	3年12月規程第5号
令和	4年12月規程第19号
令和	5年12月規程第11号
令和	6年12月規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下これらを「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員の報酬)

第2条 役員の報酬は、理事長及び副理事長については給料、期末手当、通勤手当及び寒冷地手当とし、その他の役員については役員手当とする。

(給料)

第3条 理事長の給料月額は、846,700円とする。

2 副理事長の給料月額は、842,500円とする。

(通勤手当等)

第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「給与規程適用職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「100分の125」とあるのは「100分の170」とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事

長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。

2 給与規程適用職員であった者で退職手当を支給されることなく引き続き理事長又は副理事長となったものの期末手当の算出の基礎となる在職期間には、その者の給与規程適用職員であった期間を通算する。

(役員手当)

第5条 役員手当は、日額25,000円とする。ただし、国際芸術センター青森運営会議に関する報酬については、日額7,400円とする。

2 前項の役員手当は、勤務日数に応じ、当該月分を翌月の21日（その日が日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下この項において「休日」という。）又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）に支給する。

(給与規程適用職員に係る役員手当)

第6条 給与規程適用職員が役員を兼ねる場合における当該役員に係る役員手当は、前条の規定にかかわらず、月額25,000円とする。ただし、当該役員が管理職手当を支給されている場合で、当該管理職手当の月額に25,000円を加えて得た額が130,300円を超えるときは、130,300円から当該管理職手当の月額を減じて得た額を役員手当の月額とする。

(報酬の支給方法)

第7条 この規程に定めるもののほか、報酬の支給方法については、給与規程適用職員の給与の支給方法の例による。

(その他)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 役員となる前に青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例（平成3年青森地域広域事務組合条例第9号）及び同条例において準用する青森市職員の給与に関する条例（平成17年青森市条例第53号）の適用を受けていた者で退職手当の支給を受けることなく引き続き役員に就任したものの期末手当の算出の基礎となる在職期間には、その者のこれらの条例の適用を受けていた期間を通算する。

3 当分の間、理事長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、当該額に100分の25を乗じて得た額を減じて得た額とする。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条第1項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

(平成30年度における役員の給料月額に関する特例措置)

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間においては、第3条各項及び附則第3項に掲げる給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の5を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 6 前項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 7 前2項において減ずることとされた額を減じて得た給料月額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成21年規程第138号）

（施行期日）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第144号）抄

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 (略)
- 3 平成21年12月に副理事長に支給する期末手当の額は、第3条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
- (1) 平成21年4月1日において副理事長が受けるべき給料の月額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から同年11月までの月数を乗じて得た額
- (2) 平成21年6月に副理事長に支給された期末手当の額に100分の0.24を乗じて得た額
- (その他)
- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成22年規程第24号）抄

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規

定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 (略)

3 平成22年12月に副理事長に支給する期末手当の額は、第3条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(1) 平成22年4月1日において副理事長が受けるべき給料の月額に100分の0.

13を乗じて得た額に、同月から同年11月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成22年6月に副理事長に支給された期末手当の額に100分の0.13を乗じて得た額

(その他)

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成24年規程第7号）

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第24号）

(施行期日)

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第36号）

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第20号）

(施行期日等)

1 この規程は、平成26年12月26日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定、第3条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学学芸員等の給与に関する規程（以下「改正後の学芸員等の給与に関する規程」という。）の規定、第5条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学国際芸術センター青森技術員嘱託規程（以下「改正後の国際芸術センター青森技術員嘱託規程」という。）の規定、第7条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学役

員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定及び第9条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（平成26年4月1日前の異動者の号給の調整）

- 3 平成26年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 改正後の職員給与規程、改正後の学芸員等の給与に関する規程、改正後の国際芸術センター青森技術員嘱託規程又は改正後の役員報酬規程を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学職員給与規程、第3条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学学芸員等の給与に関する規程、第5条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学国際芸術センター青森技術員嘱託規程又は第7条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程、改正後の学芸員等の給与に関する規程、改正後の国際芸術センター青森技術員嘱託規程又は改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成27年規程第8号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の第3条の規定は、平成27年1月1日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正後の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程を適用する場合においては、改正前の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年規程第8号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年3月28日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の役員報酬規程を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公

立大学法人青森公立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成29年規程第5号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年3月24日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の役員報酬規程を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成29年規程第17号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成30年規程第2号）

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第18号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年12月26日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。
(給与の内払)

3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和元年規程第35号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和元年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和2年規程第27号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年11月30日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第5号）

（施行期日）

この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第19号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年12月22日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学職員給与規程（次項において「改正後の給与規程」という。）の規定は令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の内払いとみなす。

附 則（令和5年規程第11号）
(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年12月26日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学職員給与規程（次項において「改正後の給与規程」という。）の規定は令和5年4月1日から適用する。
(給与の内扱)
- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の内扱いとみなす。

附 則（令和6年規程第15号）
(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年12月25日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学職員給与規程（次項において「改正後の給与規程」という。）の規定は令和6年4月1日から適用する。
(給与の内扱)
- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の内扱いとみなす。